

## 研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱

平成21年5月29日

文部科学大臣決定

### （通則）

第1条 研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業に限る。以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 この補助金は、大学内の教育研究に関わる大学教員・研究者・博士課程学生等が安心して教育研究に専念できるよう教育研究業務やプロジェクトマネジメント等の教育研究支援体制を整備するために必要とする経費を補助することにより、大学における教育研究の高度化、国際競争力の向上及び新たなイノベーションの創出に資することを目的とする。

### （補助金の交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、教育研究高度化のための支援体制整備事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

### （申請手続）

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、大臣が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定する補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

### （交付の決定）

第5条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補

助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、大臣はこれを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式2)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
  - 二 補助金の交付決定額のうち直接経費の額に影響を及ぼすことなく、直接経費の各補助対象経費の額を300万円又は補助金の交付決定額のうち直接経費の額の30%のいずれか高い額以内で増減する場合
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式3)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式4)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を完了(廃止の承認を受けた場合も含む。)した場合には、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合には、大臣が別に定める日までに実績報告書(様式5、6)を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別紙1に定める算式により算定した額又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式7)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第14条 大臣は、第8条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号の一に該当する場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(知的財産権の報告)

第15条 補助事業で得られた成果に係る特許権等の知的財産権を得た場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、大臣は補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、あらかじめ財産処分承認申請書(様式9)もしくは財産処分報告書(様式10)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

(事業結果報告書)

第19条 補助事業者は、当該全事業を完了したときは、別に定める期日までに、事業結

果報告書を大臣に提出しなければならない。

（報告の公表）

第20条 大臣は、第10条、第11条及び前条の報告の全部又は一部を公表することができる。

（補助金調書）

第21条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式11）を作成しておかなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

別紙 1 ( 1 2 条関係 )

補助金の額の確定

補助事業に要した経費の額 × 補助金の交付決定額 ÷ 補助対象経費の額

年 月 日

文部科学大臣 殿

大学の設置者の所在地	〒	
大学の設置者の名称		
(職名) フリガナ 代表者氏名	( )  (記名押印又は署名)	
大学名及び機関番号		

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）  
交付申請書

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）の交付を申請します。

プロジェクト名称		事業推進担当者名 [代表]
事業推進担当者 計 名		
フリガナ 氏名 (年齢)	所属部局・職名	役割分担等
フリガナ 事務担当者	所属部局・職名	連絡先 (電話番号、FAX番号、e-mailアドレス等)

様式 1 - 2 (第 4 条関係)

補 助 金 額				
補助対象経費の金額 (合計)		直接経費		自己収入等その他の金額
① + ② (千円)		① (千円)	② (千円)	
直接経費及び間接経費の合計		間接経費		全体の補助金額
① + ③ (千円)		③ (千円)	(①+C)+{(①+C)×0.3} (千円)	
経 費 区 分	金 額 (千円)	積 算 内 訳 (千円)		
補 助 対 象 経 費	〔直接経費〕	① + ②	内 容	うち補助金交付額      うち自己負担額
	人件費			
	事業推進費			
	旅費			
	設備備品費			
	その他			
	〔間接経費〕	③		
合 計	① + ② + ③	計	①	②
補助事業の目的・必要性				
補助事業の実施計画				

年 月 日

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）  
事業内容等変更承認申請書

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）について、事業内容を変更したいので、研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 機関番号
2. プロジェクト名称、事業推進担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
3. 交付決定額

①直接経費	千円
②間接経費	千円
①+②合計	千円
4. 変更の内容
5. 変更の理由
6. その他

年 月 日

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）  
に係る事業の中止（廃止）承認申請書

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）について、事業を中止（廃止）したいので、研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 機関番号
2. プロジェクト名称、事業推進担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
3. 事業期間中の補助金交付（予定）金額

①直接経費	千円
②間接経費	千円
①+②合計	千円
4. 本年度の補助金使用状況
  - ①補助対象経費の額、交付決定額
  - ②支出済額（利息額含む）
  - ③未使用額（返還金額）
5. 事業中止（廃止）の発生日及びその理由
6. 事業の中止（廃止）後講ずる措置
7. その他

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）に係る  
事業遅延届

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）に係る事業の遅延について、研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 機関番号
2. プロジェクト名称、事業推進担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
3. 補助事業の内容及び進捗状況
4. 遅延理由
5. 遅延に対して講じた措置
6. その他

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

大学の設置者の所在地	〒	
大学の設置者の名称		
(職名) フリガナ 代表者氏名	( )	(記名押印又は署名)
大学名 及び機関番号		

研究拠点形成費等補助金 (教育研究高度化のための支援体制整備事業)  
実績報告書  
( 収 支 決 算 報 告 書 )

プロジェクト名称

事業推進担当者名 [代表]

補助金収支決算

(単位：円)

	合計	直接経費						間接経費
		計	人件費	事業推進費	旅費	設備備品費	その他	
交付決定額								
実支出額								

事業推進担当者 計 名

フリガナ 氏名 (年齢)	所属部局・職名	役割分担等
フリガナ 事務担当者	所属部局・職名	連絡先 (電話番号、FAX番号、e-mailアドレス等)

費目別収支決算表 (直接経費)

経費区分		交付決定額 (直接経費)		実支出額 (直接経費)		備考
		金額 (千円)	積算内訳	金額 (円)	積算内訳	
補 助 対 象 経 費	人件費					・ 交付決定後の 事業内容等変 更承認の有無
	人件費					・ 預貯金利息額 円  ・ 自己負担額 円
	旅費					・ 「(交付決定額)+ (預貯金利息額)- (実支出額(預貯 金利息額、自己 負担額を含む))- (自己負担額)」
	設備備品費					
	その他					
合 計						

年 月 日		
文 部 科 学 大 臣 殿	大学の設置者の所在地	〒
	大学の設置者の名称	
	(職名) フリガナ 代表者氏名	( )  (記名押印又は署名)
	大学名 及び機関番号	
研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業） 実績報告書 （ 研 究 ・ 支 援 体 制 整 備 実 績 報 告 書 ）		
プロジェクト名称	事業推進担当者名 [代表]	
事業推進担当者 計 名		
フリガナ 氏名 (年齢)	所属部局・職名	役割分担等
全体の補助金交付額		
直接経費及び間接経費の合計	直接経費	間接経費
①+② (千円)	① (千円)	② (千円)

補助事業実績の概要

補助事業に係る具体的な成果

年 月 日

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 機関番号
2. プロジェクト名称、事業推進担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
3. 補助金の額（交付要綱第12条1項による額の確定額） 円
4. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
6. 補助金返還相当額（上記5から4の額を差し引いた額） 円  
（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

年 月 日

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）に係る  
知的財産権報告書

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）による事業で得られた成果に係る知的財産権について、研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 機関番号
2. プロジェクト名称、事業推進担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
3. 事業期間中の補助金交付（予定）金額

交付（予定）金額 千円

4. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

5. その他

様式9（第17条関係）

年 月 日

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）に係る  
財産処分承認申請書

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（\*）、次のとおりの処分について承認を求めます。

\* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

機 関 名 :

プロジェクト名 :

取 組 名 : 教育研究高度化のための支援体制整備事業

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定) )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分子定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由



4 承認条件としての納付金 ( 有 無 )

・→無の場合(承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→( ① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③ )

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画(担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式10（第17条関係）

年 月 日

文部科学大臣 殿

大 学 名  
大学の設置者名  
職名・氏名（記名押印又は署名）

研究拠点形成費等補助金（教育研究高度化のための支援体制整備事業）に係る  
財産処分報告書

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（\*）、次の処分について報告します。

\* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

機 関 名 :

プロジェクト名 :

取 組 名 : 教育研究高度化のための支援体制整備事業

1 処分の種類 ( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分子定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

#### 5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 処分の概要
  - (1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
  - (2)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。  
例：○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- 3 経緯及び処分の理由  
財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。  
なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。
- 4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目  
承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。
- 5 添付書類
  - (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
  - (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。
  - (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
  - (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式 1 1 (第 2 1 条関係)

研究拠点形成費等補助金 (教育研究高度化のための支援体制整備事業) 調書

平成 年度

文部科学省所管一般会計

(地方公共団体名 )

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額	補 助 率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	う ち 国 庫 補 助 金 相 当 額	
(項) 高等教育振興費	円			円	円		円	円	円	円	
(目) 研究拠点形成費 等補助金											

(注) 1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該補助金の計上科目を記入すること。

2 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。